

市内で事業を継続するために
 業態転換にチャレンジしたい！
 企業の魅力を発信したい！
 事業承継をしたい！
 新たな設備を導入して生産性をアップさせたい！
 新商品、新メニューの開発をしたい！

犬山市

無料経営相談の
 ご利用だけでもOK!
 まずはご相談を。

がんばる中小企業を相談から計画実現までをワンストップで支援します。

令和 7 年度

事業継続支援補助金

市が委託する**中小企業診断士※**による経営相談を受けた後、**中小企業者自らが経営計画を策定していただきます**。その後、経営計画の実現に必要な費用の一部を助成します。
 ※経営コンサルティングに関する国家資格であり、中小企業の経営課題に対応する診断・助言を行う専門家。

ー補助制度の概要ー（経営計画の策定が必須です）

対象者：市内の事業所で 1 年以上事業を継続している中小企業者
 （中小企業者：中小企業基本法第 2 条第 1 項の規定による。従業員数 5 人以下の小規模企業者を含みます）

補助メニュー	①専門家による支援補助	②設備投資補助
補助率	2 分の 1	2 分の 1
補助上限額	50 万円／件	100 万円／件 ※ 50 万円以上の設備投資が必要 （小規模企業者は 15 万円以上）
	①②を併用する場合、上限額は合計で 100 万円となります。	
申請期限	令和 8 年 2 月 2 日	令和 7 年 12 月 1 日

この制度を活用した事業者の声

- ・経営計画を作成する事で、経営課題が整理でき、課題に対して取り組むべきことが具体的に見える化できた。
- ・新たな設備の導入によって納期短縮ができ、受注件数が増加した。
- ・店舗内外のバリアフリー化工事により、顧客満足度の向上に繋がっている。



具体的な活用方法などは裏面を御覧ください。

【お問い合わせ・申込先】 犬山市役所 3 階 産業課 商工担当 ☎0568-44-0340
 詳細は、市ホームページでページ番号 1007848 を検索

※まずは、市ホームページに掲載している要綱や細則をご確認ください。
 ※相談申込書は、市ホームページ又は産業課窓口まで。



ー補助金利用の流れー

★STEP1 経営計画の策定

市が委託する中小企業診断士の支援(4回程度)を受けながら自社の経営計画を策定します。※1

★STEP2 補助金の申請

市に補助金の申請を行います。
交付決定までお待ち下さい。※2

★STEP3 経営計画の実行

経営計画を実行します。
(実績報告の提出後、補助金を交付※3)



※1 自社の経営状態や解決したい経営課題、今後の計画について示していただきます。

※2 交付決定前の着手は、補助対象外となります。

※3 実績報告の提出期限：令和8年3月23日

ー制度の活用イメージー

全業種 共通

- ・社労士の支援を受けて新たに人事労務制度を構築する。
- ・事業承継についてのアドバイスや支援を受ける。
- ・税理士の支援で資金繰りや財務管理のシステムを構築する。
- ・専門家の支援でマーケティングや販売管理の仕組みづくりを行う。

小売業 卸売業

- ・営業マンの育成のため、専門家によるマニュアルの作成や、指導を受ける。
- ・戦略的な販売、在庫管理などについてコンサルティングを受ける。
- ・新業種、新業態に転換するために専門家の指導を受ける。

サービス業 飲食業

- ・デザイナーに改装デザインを描いてもらう。
- ・SNS活用とWEB改善にコンサルタントの指導を受ける。
- ・専門家と一緒に新商品、新メニューを開発する。

製造業

- ・コンサルの指導で製造上のネック工程を見出しQCDの向上を図る。
- ・コンサルの支援で業務のIT化、ビジュアル化を図る。
- ・新たな製造設備を導入し、販路開拓を図る。

様々な専門家を 活用できます

社会保険労務士
税理士、弁護士
行政書士、医師
中小企業診断士
コンサルタント
カウンセラー
建築士
デザイナーなど

※「課題が見えた」
「取り組みたい事がある」
けど、どんな専門家の支援を受けたいかわからない…
そんな時には、担当の
中小企業診断士にご相談ください。

この制度を活用した取り組みの実例

【製造業】生産ライン改善のための設備投資と、中小企業診断士による実践教育・指導を受け、生産性の向上に取り組んだ。

【建設業】新たな事業展開による顧客開拓のための設備導入と、新事業の認知拡大のため販促用パンフレットを作成した。

【サービス業】社会保険労務士に作業マニュアルの作成を依頼。顧客満足度アップに取り組んだ。



ー補助金についてー

- ・年度内に実施(設備の導入等)し、支払いも含めて完了する事業に限ります。
- ・市内で事業を継続するために、市内で実施する取り組みに限ります。
- ・国等の補助金の補填として本補助金を利用することはできません。
- ・令和4年度以降に本補助金の交付を受けた企業は対象外となります。
- ・対象となる設備等については一定の要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

申請期限内でも予算額に達した場合、受付を終了します。